

横浜市文化財施設の指定管理者の選定について（第2期）

○ 施設概要

施設名	所在地	ホームページ
横浜市歴史博物館	横浜市都筑区中川中央 1-18-1	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/
横浜開港資料館	横浜市中区日本大通 3	http://www.kaikou.city.yokohama.jp/
横浜都市発展記念館	横浜市中区日本大通 12	http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/
横浜ユーラシア文化館	横浜市中区日本大通 12	http://www.eurasia.city.yokohama.jp/
横浜市三殿台考古館	横浜市磯子区岡村 4-11-22	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/

○ 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

○ 非公募での選定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第 4 章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第 32 回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第 1 回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

○ 指定管理者選定委員会について

各施設の選定委員会は、施設の性格と構造条件等から、次の 3 委員会を組織し、審査を実施しました。

- （1）横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会
- （2）横浜開港資料館指定管理者選定委員会
- （3）横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会

○選定委員会委員（50 音順・敬称略）

氏 名	役 職 等	選定委員会の構成（◎委員長）		
		歴博・三殿台	開港	都発・ユ文
相澤 正彦	成城大学文芸学部教授	○		○
薄井 和男	神奈川県立博物館学芸部長	○	○	
末崎 真澄	(財)馬事文化財団 馬の博物館理事・学芸部長			◎
鈴木 良明	鎌倉国宝館館長		◎	
成田 眞	成田会計事務所	○	○	○
西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会会長	○	○	○
水嶋 英治	常磐大学大学院教授	◎	○	○

○ 選定の経緯

経 過 項 目	年 月 日
第 32 回都市経営執行会議 (文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承)	平成 22 年 3 月 2 6 日 (金)
● 第 1 回指定管理者選定委員会 (非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定)	平成 22 年 7 月 4 日 (日)
応募要項等の配布	平成 22 年 7 月 6 日 (火)
提案書類の受付	平成 22 年 7 月 3 0 日 (金)
● 第 2 回指定管理者選定委員会 (ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の選定)	平成 22 年 8 月 2 0 日 (金)

○選定委員会

※第 1 回選定委員会は、合同での開催。第 2 回選定委員会は各委員会ごとに同一日にて開催し、指定候補者の選定を行いました。

○審査にあたっての考え方

選定委員会では、『文化財各施設指定管理者 応募要項』においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定候補者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、各評価ポイントに対して 5 段階評価を行い、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5 人総ての選定委員会委員から、総合評価で 3 段階以上の評価が獲得できなければ審査を通過できないものとしました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとしました。

○選定結果

施設名	指定候補団体	所在地	評価合計点 (100 点満点 換算得点)
横浜市歴史博物館	財団法人 横浜市ふるさと歴史財団	横浜市都筑区中川中央 1-18-1	1,498 (75.8)
横浜開港資料館			1,506 (76.3)
横浜都市発展記念館			1,481 (76.9)
横浜ユーラシア文化館			1,417 (77.6)
横浜市三殿台考古館			879 (73.3)

○ 問い合わせ先

横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課 文化財係
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1
電話 045(671)3279 Fax 045(224)5863

○ 参考資料

- ・文化財 5 施設指定管理者 選定要項
- ・文化財 5 施設指定管理者 業務の基準
- ・文化財 5 施設指定管理者 別添資料
- ・文化財 5 施設指定管理者 提案課題集
- ・文化財 5 施設指定管理者 様式集
- ・文化財 5 施設指定管理者の選定等に関する要綱
- ・文化財 5 施設指定管理者選定委員会の運営に関する要綱
- ・『横浜市指定管理者運用ガイドライン』

◆ 第1回 横浜市文化財施設指定管理者選定委員会

日時	平成22年7月4日（日） 午後2時から午後4時まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者 (委員)	相澤 正彦 (成城大学文芸学部教授) 薄井 和男 (神奈川県立歴史博物館学芸部長) 末崎 真澄 ((財)馬事文化財団馬の博物館理事・学芸部長) 鈴木 良明 (鎌倉国宝館館長) 成田 眞 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長) 水嶋 英治 (常磐大学大学院教授)
事務局	生涯学習文化財課長、生涯学習文化財係長、文化財係職員3名
議題	1 指定管理者選定委員会運営要綱第3条に基づく、委員の委嘱と 委員長の選定 2 文化財施設指定管理者 「業務の基準」 3 文化財施設指定管理者選定スケジュール 4 文化財施設指定管理者 「応募要項」・「提案課題」・「提出課題様式」・ 「審査評価票」

議事内容：○委員会運営決定事項

- ・水嶋 英治委員を「横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会」の委員長に決定
- ・鈴木 良明委員を「横浜開港資料館指定管理者選定委員会」の委員長に決定
- ・末崎 真澄委員を「横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会」の委員長に決定
- ・今後の委員会の公開・非公開の決定
- 『業務の基準』（資料4、資料5）の検討
 - ・市としての文化財等施策の「基本方針」について
 - ・施設の「業務基準」について
- 『応募要項』（資料6）、『提案課題集』（資料7）、『提案課題様式』（資料8）、『審査評価票』（資料9）の検討
 - ・文化財施設指定管理者選定における非公募、単独指定の経緯について了承
（応募要項、提案課題様式について）
 - ・応募に関しての事務的取り扱い、応募関係提出書類について
 - ・審査・選定スケジュールについて
 - ・審査における評価基準について
 - （提案課題集、審査評価票について）
 - ・事業・運営・管理の各項目における評価ポイントについて
 - ・第一期指定管理期間（平成18～22年度）における実績評価、加算率について
- 決定事項
 - ・審査・選定スケジュールの決定（第2回選定委員会の開催 8月20日（日））
 - ・『業務の基準』、『応募要項』、『提案課題集』、『提案課題様式』、『審査評価票』の決定
- 次回検討事項
 - ・実績評価の加算率について

第 1 回 横浜市文化財施設指定管理者選定委員会 議事録 要旨

第 1 回横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会

第 1 回横浜開港資料館指定管理者選定委員会

第 1 回横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会

【事務局】

- ・第 1 回指定管理者選定委員会合同開催の報告。

(第 1 回横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会、第 1 回横浜開港資料館指定管理者選定委員会、第 1 回横浜市都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会)

- ・本会議が成立している旨の報告。

(各『指定管理者選定委員会運営要綱』第 6 条(資料 3)に基づき、委員の半数以上が出席しているため。)

【事務局】

- ・文化財施設第二期指定管理者選定について

今回ご審議いただく歴史博物館をはじめとした 5 施設は、平成 18 年度に指定管理者による管理運営制度が始まり、平成 22 年度末で指定管理期間の 5 年間が終了となります。次期の指定管理者の選定方法については、昨年 10 月に、『横浜市指定管理者制度ガイドライン』が策定され、これに沿って検討を進めてまいりました。ガイドラインでは、「極めて高度の専門性を要する場合や利用者との関係性の維持が極めて重要であることなどにより、将来にわたり他の担い手が存在しない場合は、非公募による選定が可能」とされています。博物館等文化財関連施設は、横浜の歴史文化に対する極めて高度な専門性ととともに、長期的な視点での資料収集、調査研究、寄贈・寄託者との長い時間をかけて構築された信頼関係などを考慮するべきであり、今年の 3 月に実施された「都市経営執行会議」にて、文化財関連 5 施設の指定管理者については、現指定管理者である財団法人横浜市ふるさと歴史財団を、非公募、単独指定とすることが決定・了承され、次期指定管理者として相応しいかどうかを、応募要項に基づき提出される書類の審査やヒアリングなどを行い評価し、ご審議いただくこととしております。

詳細は、この後ご説明いたしますが、夏休みの次期に重なり、お忙しい中での開催となり、大変申し訳ありませんが、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】

- ・各施設の選定委員会の設置の考え方についての説明。

委員会の構成につきましては、「歴史博物館と三殿台考古館」は、運営上、連携が必要不可欠であると考え、1つの委員会で選定してまいりたいと考えています。また、「開港資料館」は、館の特性を考え、単独の委員会といたしました。「都市発展記念館とユーラシア文化館」は、同一建物内にあり施設管理連携が重要であるため、1つの委員会での選定とさせていただきます。

- ・各選定委員会委員長の選出

それでは、各『選定委員会要綱』第 3 条の規定により、各選定委員会の委員長を互選により選出させていただきます。3つの委員会、それぞれ 1 名の委員長を選出いたします。

- ・「横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館」選定委員会委員長に水嶋英治委員を選出。
- ・「横浜開港資料館」選定委員会委員長に鈴木良明委員を選出。
- ・「横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館」選定委員会委員長に末崎真澄委員を選出。

※本日の議事進行について、「歴史博物館・三殿堂」選定委員会の水嶋委員長を座長に選出。

【座長】

- ・会議の公開について。

横浜市のガイドラインでは、選定委員会の会議は、公開を原則とするが、円滑な進行及び実質的な審議を確保するため、必要な場合については、非公開にすることも可能としております。本委員会も、『選定委員会運営要綱』第8条に基づき、原則として会議は公開としていますが、委員長が認めた場合は非公開とすることができるとしてしております。本日の議題のうち、(4)『応募要項』、『提案課題』等につきましては、内容が事前に外部に漏れないことが必要であり、非公開が適当との横浜市の見解が示されております。本委員会も、議題(4)の検討につきましては、非公開としてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議題の(4)につきましては、非公開で審議することとします。まず、(2)「業務の基準について」、次に(3)「文化財施設指定管理者選定・協定スケジュール」の順に審議を行い、議題(4)につきましては、傍聴者にご退席いただいた上で、非公開で審議を行います。

それでは、議題(2)より進めてまいります。文化財関連5施設の指定管理者『業務の基準』について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ・横浜市歴史博物館の『業務の基準』を各施設の代表資料として説明。他の4施設については、重複していない部分について説明。

【座長】 事務局から説明していただきました内容につきまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。ないようでしたらご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

承認されましたので次の議題に進みます。議題(3)選定スケジュールについて事務局から説明してください。

【事務局】

- ・審査、選定スケジュールについての説明。

なお、この場にて各委員会の2回目の委員会日時を決定していただければと思います。

【座長】

よろしければ、各委員会の2回目の開催日時を決めたいと思います。ご都合をお聞かせ下さい。

(審議のうえ、第2回選定委員会は8月20日に行うことに決定。)

なお、第2回各委員会の会議における公開・非公開についてですが、最終的な審査・選定を行うこととなりますので、事業計画書の説明、ヒアリングは公開、委員による最終審査は非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、次の議題に進みます。先ほどお決めいただいたとおり、議題(4)については、非公開とい

たしますので、傍聴者は退席をお願いします。

(一般傍聴人退席)

では、議題(4)『応募要項』、『提案課題集』、『提案課題様式集』、『審査評価票』について事務局説明をお願いします。

【事務局】

・『応募要項』、『提案課題集』、『提案課題様式集』、『審査評価票』についての諸説明。

【座長】 それでは、『応募要項』から『審査評価票』につきまして、ご意見・質問がございましたならばよろしくお願いいたします。

【委員】 『応募要項』3 施設概要の中に「借用している資料保管倉庫」については記載されているのか。

【事務局】 記載されてはいない。指定管理運営施設は条例で設置制定されているものが対象なので、借用倉庫自体は、指定管理者が直接運営するものとは考えていない。

【委員】 8月20日の第2回委員会ヒアリングの前に、委員は事前に評価・採点を付けてくるのか。

【事務局】 8月上旬に財団から提出された事業計画書等の資料を各委員に送付する。各委員の方々は、事前に資料に目を通していただきたい。8月20日の第2回指定管理者選定委員会で採点、審査を1日で行う予定です。

【委員】 審査評価票での各項目のコメント欄は全部書かなければならないのか。

【事務局】 全部書く必要はない。

【委員】 今回の指定管理者単独指定に至った経緯について、市民には公表されているのか。

【事務局】 本市の最高意思決定機関であり、今回の非公募(単独指定)の決議がなされた平成22年3月26日の都市経営執行会議の会議録が市HPにて公表されている。

【委員】 『提案課題集』横浜市歴史博物館5-(3)「必要な人材の職能」について、過去5ヶ年の担当などが分かる資料を添付してほしい。他施設も同様。

【事務局】 事務局にて調整する。

【委員】 (財)横浜市ふるさと歴史財団は特定公益法人なのか。

【事務局】 平成22年9月、10月をメドに特定法人化を検討中である。

【委員】 評価ポイントの総合評価点が3点(基準点)以下であった場合など、今後協議するような事項が生じたときは、各委員会で協議するということでいいのか。

【事務局】 はい。

【委員】 提出書類である「事業計画書」や「収支予算書」、「団体の概要」だけで、実績評価を判断することは難しい。PDCAサイクルの報告書といった資料はあるのか。

【事務局】 (本日配布した)過去の外部評価委員会の資料にてご確認ください。

【座長】 以上で『応募要項』等の書類は承認されたということでよろしいでしょうか。

(承認の前に、事務局から「評価の加算率」について補足説明。各委員から質問あり)

【事務局】 加算率については本日決定せず、第2回選定委員会にて再度検討する。

(その他に関して異議なし。応募関係書類の承認)

【座長】 これで予定されていた議事は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

・連絡事項

議事録、選定報告書の作成・公表について。

委員の本選定、審査における財団との接触禁止について。

委員の謝金について。

【事務局】

それでは第1回選定委員会会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

◆ 第2回 横浜都市発展記念館指定管理者選定委員会 議事録(要旨)

日時	平成22年8月20日(金) 午前9時30分から10時45分まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者	委員長 末崎 真澄 ((財)馬事文化財団馬の博物館理事・学芸部長) 委員 相澤 正彦 (成城大学文芸学部教授) 成田 眞 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長) 水嶋 英治 (常磐大学大学院教授)
事務局	生涯学習担当部長、生涯学習文化財課長、文化財係長、文化財係職員3名
議題	1 横浜都市発展記念館事業計画書(提案課題に対する提案書)の説明 2 横浜都市発展記念館事業計画書(提案課題に対する提案書)に関するヒアリング 3 横浜都市発展記念館指定管理者に係る審査・選定

審議内容：※ 本会議は「横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会」として2館合同の委員会として開催されました。

○本会議成立の確認

(委員の過半数以上の出席)

○会議の公開、非公開の決定

都市発展記念館：議題1、2に関しては公開、議題3に関しては非公開で審議する。

ユーラシア文化館：議題4、5、7に関しては公開、議題6に関しては非公開で審議する。

○議題1：応募団体からの事業計画書の説明

○議題2：応募団体からの事業計画書に対するヒアリング

(屋外サインの設置について)

- ・様式P21 来館促進(3)「歴史的建造物であるために、屋外サイン設置に大きな制約があり…」という表現は、様式P28 その他提案(1)「駅に直結する博物館であることをアピールする館外サインを整備し…」という表現と矛盾するのではないかとという質問に対し、館名を建物に貼り付ける、移動式看板の設置など制約の範囲内で出来ることを今後5年間で設置者と協議し、館をアピールしていくという回答がなされた。

(館長、副館長の役割について)

- ・館長は非常勤で他施設と兼務し、副館長も他施設と兼務しているが、次期指定管理に向けての再検討は行わなかったのかという質問に対して、館長を常勤にするのは人材確保の観点から難しい面がある。そのために課長級の常勤職員を副館長として配置しているという回答がなされた。

(必要な人材の職能について)

- ・様式P26人材・能力の補完ということで「財団だけでは賅いきれない人材について…」という標記があるが、人材の穴埋めとして考えているのかという質問に対し、「人材の特色を活かした協働のあり方を模索しながら進めていきたい」というのが正しい意味であったと財団から誤解を与えた表現に対する訂正があった。

委員からは、あらゆる人材を集積して館を盛り上げていく必要があろうとの意見があった。

(外部資金の獲得について)

- ・広告料・協賛金その他収入が3千円というのは余りにも少ないのではないか、という質問に対し、今後の公益法人化による税制優遇をチャンスと捉えてその他収入の増加を図っていききたい、また助成金の獲得に努力していききたいとの回答があった。

(特別展の開催について)

- ・特別展の開催を従来の年1回から、年2回へ変更するのは好ましいことではあるが、予算の措置は講じているのか、十分な企画構想を練ることができるのかという質問に対し、収蔵資料を活用するもの、他施設からの借用を前提とするものといったメリハリをつけた特別展を行うこと。その際、どの特別展においてもこれまでのように展示図録の発行を心掛けるなど予算に配慮しながら様々な情報発信を行っていききたいという回答があった。

(市民との協働の推進について)

- ・様式P12 (2) 地域の諸団体との連携とあるが、どの団体を想定しているのかという質問に対し、現在関係のある伊勢佐木町商店街、中区内の商店街など近隣の連合会などと連携し、今後は商店街内での展示も考えていきたいとの回答があった。

〈収支について〉

- ・退職給与引当金として支出に計上されている金額が高額ではないかという指摘に対して、余裕のあった年度（平成21年度）に準備金の積み増しを行ったという回答がなされた。また、委員からインターネットにおける展開や複製資料のサービスの活用によって施設を活性化してもらいたいという意見があった。

〈常設展示について〉

- ・常設展示内容の更新内容についての質問に対し、展示スペースは少ないが更新の頻度を高め、オリジナルの展示を利用者に親んでもらう。また、データベース化した複製資料を定期的にミニ企画として展示する機会を設けたいとの回答があった。

〈市民との協働について〉

- ・記念館の調査研究事業に参加する市民ボランティアの「市民調査員」というネーミングについての質問に対し、市民に分かりやすいように名前の変更も考えるという回答がなされた。委員からは、施設を積極的にPRするためにも事業名をより魅力的にすべきという意見があった。

○議題3：横浜都市発展記念館指定管理者に係る審査・選定

○事業収支・処理状況の確認報告（成田委員）

- ・納税証明書の状況より過去3カ年の未納額がないことを確認。
- ・雇用保険料、決算収支報告書については、提出された資料だけでは実人数や取引内容総てが分からない為に断定することはできないが、財団の監事によって、毎年適正に会計処理がなされているであろうと推測されるという見解が示した。

○実績評価に対する加減点評価の決定

加減点評価は実施しない。

（非公募での指定管理者の選定にそぐわないため）

○審査での意見

〈組織について〉

- ・人材については館長も含め、見直しを。もっと若い人達も入れてより活発化を図ったらどうか。館長の公募も一つの方法である。
- ・5カ年の指定管理期間以降も含めた抜本的な施設運営を考えなければいけない。

〈人材と予算について〉

- ・人材（専門職員）と予算が足りないのはどこも同じ状況である。現状に甘んじるのではなく、少しでも変えていく姿勢が必要。また、指定管理期間だけでなく、長期的な視点で人材を育てる姿勢が大事である。少人数では学芸員の研究も進まないのでは。共同研究も推進して欲しい。

〈博物館のあり方について〉

- ・工夫された提案内容だが、実態を伴った質の高い成果を出せるかがポイント。市民のための博物館にするために新しい可能性を考えて欲しい。そこそこの博物館を市民は望んでいない。進化した、質の高い、優れた博物館として市民や街に寄り添う博物館だからこそ知が集積し、市民が関わる事ができる。ボランティアについても、より質の高い提案が求められる。

〈財団としてのあり方について〉

- ・どの財団においても、特性上、公益性の高い事業を行う反面、ぬるま湯的な体質が見られる。一度ぬるま湯に浸かってしまった人間を意識改革するのは並大抵の努力ではない。応募団体は、特定公益認定は受けられるものと思われるが、受けられるが故にそれ以上の責任を持って、人材育成に努力し、市民団体・NPO等に強く説明を求められるような場合にも、理解してもらえよう財団として対処をしていてもらいたい。

〈総括としての意見〉

- ・時代の変化に対応できる施設、人材育成の観点が必要。
- ・若年層だけでなく、知的刺激を求める高齢者への取り組みを考えてもらいたい。

○指定候補者の決定

各委員の審査評価票の採点集計の結果、5人総ての選定委員会委員が基準点（231点）以上の点数を付けていることから、総合評価において5段階評価で3段階以上の評価がなされており、応募要項の評価基準を満たす提案内容であることを確認。

全会一致で（財）横浜市ふるさと歴史財団を指定候補者とすることに決定した。

※総点数：1481点。 総合得点率：76.9%

■審査結果： 指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

◆ 第2回 横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会 議事録(要旨)

日時	平成22年8月20日(金) 午前10時45分から12時00分まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者	委員長 末崎 真澄 ((財)馬事文化財団馬の博物館理事・学芸部長) 委員 相澤 正彦 (成城大学文芸学部教授) 成田 真 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長) 水嶋 英治 (常盤大学大学院教授)
事務局	生涯学習担当部長、生涯学習文化財課長、文化財係長、文化財係職員3名
議題	4 横浜ユーラシア文化館事業計画書(提案課題に対する提案書)の説明 5 横浜ユーラシア文化館事業計画書(提案課題に対する提案書)に関するヒアリング 6 横浜ユーラシア文化館指定管理者に係る審査・選定 7 今後の予定等

審議内容：※ 本会議は「横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会」として2館合同の委員会として開催されました。

○議題4：応募団体からの事業計画書の説明

○議題5：応募団体からの事業計画書に対するヒアリング

(資料収集について)

- ・様式P17 資料公開に関する5カ年計画で平成27年度に一気に公開するののかという質問に対し、平成23～25年度は準備・検討、平成26年度に試行、平成27年度に稼働するという予定であること。また、既存のデータベースに追加する形で改めて総合的なデジタルアーカイブを平成23年度より構築し、横断的に検索できるようにするという回答があった。

(広報宣伝活動について)

- ・様式P18「サポート会」による支援とあるが、歴代の理事・評議員OBだけでは閉じた組織になるのではないのかという質問に対し、多様な人材にもご参加いただくとの回答があった。

(必要な人材の職能について)

- ・様式P25 (I) 人材・能力の補完の項目で「財団だけでは賅いきれない人材について…」という文言があるが、組織構成の一翼を担う協働や支援のあり方についての組織の位置付けはどうなっているのかという質問に対して、今まで通り他団体との連携した調査研究を大事にしているという回答があった。

(共同研究について)

- ・様式P9や15に「国内外の関連施設との連携」とあり、国際性を活かすことが当館のアピールになると思われるが、より具体的に説明してほしいという質問に対して、学芸員の調査研究において大英博物館、メトロポリタン美術館などと適宜情報交換を行っているが、それにより研究成果を高め、結果的に公開に結びつけていきたいとの回答がなされた。

(資料購入について)

- ・当施設は江上コレクションを主体として、市民からの寄贈・寄託も受けているとあるが、資料購入についての考えを聞きたいという質問に対して、購入については現段階では積極的には実施していない。江上コレクションを公開できるレベルまで調査研究を進める、市民からの寄贈・寄託も増えているが、江上コレクションを「拡充」という考えのもと、受け入れているとの回答がなされた。

(予算について)

- ・ユーラシア文化館と都市発展記念館の予算額がほぼ同じだが、足して2で割っているのかという質問に対して、施設維持管理に関してはその通りである。しかし、事業については施設別であるという回答がなされた。
- ・この回答に対し、委員から旅費、通信費、消耗品等も同じであるのはなぜかという質問が再度あった。都市発展記念館とユーラシア文化館においては、事務費、施設管理等は同一施設で行っているため金額を折半しているとの回答があった。

(集客について)

- ・外国人客の比率について質問に対して、パーセンテージは把握していないという回答が

あった。委員からは、九州国立博物館において中国を中心としたアジアからの来館者が多いという例が示され、外国人客への集客の取り組みを強化して欲しいとの意見があった。応募団体からは、展示の英語表記を検討するなどユニバーサルな施設運営について今後の展開への意見があった。

〈戦略的な広報への展開について〉

- ・地域メディアとの連携は考えているのかとの質問に対して、FMラジオなどを使って各館の企画展示、イベント情報などを広報していく、直接職員が案内するなどの広報を今後も進めていきたいとの回答があった。

○議題6：横浜ユーラシア文化館指定管理者に係る審査・選定

○事業収支・処理状況の確認報告（成田委員）

- ・納税証明書の状況より過去3カ年の未納額がないことを確認。
- ・雇用保険料、決算収支報告書については、提出された資料だけでは実人数や取引内容総てが分からない為に断定することはできないが、財団の監事によって、毎年適正に会計処理がなされているであろうと推測されるという見解を示した。

○実績評価に対する加減点評価の決定

加減点評価は実施しない。

（非公募での指定管理者の選定にそぐわないため）

○審査での意見

〈施設について〉

- ・テーマが大きくなりがちで、縛りのある施設である。資料収集や人材について、他と「交流」することが大事な要素になると思われる。重点的に予算をつけていただきたい。

〈施設運営について〉

- ・実績ある施設と評価しているが、都市発展記念館との共通運営してきた部分があるので二分するだけではない、連携しながら個性を出した生産性・創造性ある施設運営、管理を期待したい。
- ・街、市民、社会との連動の実績は評価している。さらにグローバル化が進む中で、国際的なテーマの施設でもあるので、若者が来館し、活用する施設になって欲しい。

〈施設のあり方について〉

- ・名前が「文化館」ということでイメージが偏るかもしれない。例：上野の文化会館
- ・現状の都市発展記念館との2館一体の運営であるが、抜本的な対策が必要。条例等の問題もあるが、2館一緒にしてリニューアルを考えるなど、館の社会的使命について再考する必要がある。いずれにしろ、時代に合わせた、行動力ある運営を期待したい。

〈事業計画について〉

- ・事業計画の記載内容は素晴らしいが、当然今後は行動された結果が問われよう。

〈総括としての意見〉

- ・時代の変化に即応した、予算配分や企画を求めたい。
- ・博物館がどうありたいのかということ現場の人間が考え、顔を合わせて議論する場が必要。
- ・入場者が来館した際に、都市発展記念館にも入場することがあるようだが、2館の連携が弱い。テーマは異なるが、2館とも回遊するような工夫が欲しい。総合的なプロデュース力が求められる。

○指定候補者の決定

各委員の審査評価票の採点集計の結果、5人総ての選定委員会委員が基準点（219点）以上の点数を付けていることから、総合評価において5段階評価で3段階以上の評価がなされており、応募要項の評価基準を満たす提案内容であることを確認。

全会一致で（財）横浜市ふるさと歴史財団を指定候補者とすることに決定した。

※総点数：1417点。 総合得点率：77.6%

○議題7：今後の予定等

〈今後の指定管理選定について〉

- ・市HPなどへの選定結果公表のスケジュールについて。
- ・12月市会へ上程し、市会での議決を経て指定候補者を決定する予定であることを説明。
- ・応募団体との協定の締結について。
- ・選定委員会委員の任期について

■審査結果： 指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

◆ 第2回 横浜市歴史博物館指定管理者選定委員会 議事録(要旨)

日時	平成22年 8月20日(金) 午後1時00分から2時30分まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者	委員長 水嶋 英治 (常磐大学大学院教授) 委員 相澤 正彦 (成城大学文芸学部教授) 薄井 和男 (神奈川県立歴史博物館学芸部長) 成田 眞 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長)
事務局	生涯学習担当部長、生涯学習文化財課長、文化財係長、文化財係職員3名
議題	1 横浜市歴史博物館事業計画書(提案課題に対する提案書)の説明 2 横浜市歴史博物館事業計画書(提案課題に対する提案書)に関するヒアリング 3 横浜市歴史博物館指定管理者に係る審査・選定

審議内容：※ 本会議は「横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会」として2館合同の委員会として開催されました。

○本会議成立の確認

(委員の過半数以上の出席)

○会議の公開、非公開の決定

横浜市歴史博物館：議題1、2に関しては公開、議題3に関しては非公開で審議する。

横浜市三殿台考古館：議題4、5、7に関しては公開、議題6に関しては非公開で審議する。

○議題1：応募団体からの事業計画書の説明

○議題2：応募団体からの事業計画書に対するヒアリング

(財団組織のあり方について)

- ・様式P26「館長は非常勤」とあるが、館長がなぜ非常勤なのか、また「実務者レベルの副館長を置き...」とあるが、副館長がいると迅速な意思決定ができるのか、あるいは館長がいると迅速な意思決定ができないのかという質問に対して、館長については、予算状況と常勤の館長の人材確保が難しいことから次期5カ年においては非常勤として設置し、専門的な立場から施設の指導していくこと。副館長については、施設の特徴を出す、責任の所在を明確化する観点から課長級の常勤職員が館長と連携しているという回答があった。

- ・組織の戦略会議になぜ館長が参加しないのかという質問に対し、館の個別の内容を戦略会議で議論する際には館長も同席するという回答があった。

(施設改修について)

- ・様式P25 博物館収蔵庫の二層化について、いつ頃までに新たな資料受入体制を築く予定かという質問に対して、増え続ける資料について、現状でも適宜行い、次期5カ年についても継続して行っていくという回答があった。※現状において、考古収蔵庫の二層化は既に行い、民俗収蔵庫等について、空間スペースを確保しながら進めていく予定。

(資料収集について)

- ・様式P16、32で示された資料の購入(H21年度 資料収集保管費：12,300千円)について、これは毎年支出されているものかという質問に対し、5カ年は同規模の予算を確保しているとの回答があった。
- ・様式P16の資料の修繕については、予算を十分に確保しているかという質問に対し、前述の資料収集保管費の中で修繕費用も確保しているとの回答があった。
委員からは、資料のデータベース化等の充実も重要だが、偏り過ぎないよう資料の修繕についても、今後も引き続き十分な予算を講じてほしいという意見が出た。

(企画展について)

- ・様式P15 企画展が考古関係、近世史に偏っており、美術造形など多角的に考えるべきではないかという意見が出た。

(他施設、他団体との連携について)

- ・横浜の歴史博物館は、ただの博物館ではなく、全国の市立博物館の中の王者でなければいけないと思う。博物館としての市内のネットワークは分かるが、県内、全国規模の試みが提案

書では見られないので詳しく説明して欲しいという質問に対し、博物館連携においては東京神奈川の博物館を中心に時代毎に互いに連携した展示を行っていること。また、大学との連携、展覧会等については、首都圏など広い視野で展開していくことを考えているとの回答があった。

〈必要な人材の職能について〉

- ・様式P27 人材・能力の補完の項目で「財団だけでは賅いきれない人材について…」という表現があるが、人材のやりくりではない、組織構成の一翼を担う市民協働や支援のあり方についての表現を反映させて欲しいという質問に対して、表現に対する訂正があった。

○議題3：横浜市歴史博物館指定管理者に係る審査・選定

○事業収支・処理状況の確認報告（成田委員）

- ・納税証明書の状況より過去3カ年の未納額がないことを確認。
- ・雇用保険料、決算収支報告書については、提出された資料だけでは実人数や取引内容総てが分からない為に断定することはできないが、財団の監事によって、毎年適正に会計処理がなされているであろうと推測されるという見解が出た。

○実績評価に対する加減点評価の決定

加減点評価は実施しない。

（非公募での指定管理者の選定にそぐわないため）

○審査での意見

〈事業計画について〉

- ・提案書の内容について、これまでの実績から、どう飛躍しているのか期待したが、それほど変化した内容ではなかった。個別の努力は評価しているが、歴史博物館として総合的なプロデュース力を捉えて進んでいてもらいたい。

〈博物館のあり方について〉

- ・学校教育や市民との連携など充実した内容が見られる。不利な地の利であるにも関わらず、様々な事業展開をしている点を評価する。
- ・どこの歴史博物館も同じようになってしまう傾向がある。分かれ目の時期でもあるので、特色を出すことを意識し、5カ年を取り組んでいてもらいたい。

〈博物館のあり方について〉

- ・安定感ある事業内容である。
- ・歴史博物館は、「歴史を淡々と語る」ことも大事な使命である。ぶれることなく、来館者にきちっとした歴史を辿ってもらうことも大切である。
- ・財政面が非常に厳しい状況であるのは、他の博物館も同様。その中でも知恵を絞り、進歩性ある事業運営を模索して欲しい。

〈改修計画について〉

- ・事務局から、収蔵庫二層化や常設展リニューアルについて、現時点では未定だが検討を進めており予算を確保していくという見解が出た。

〈館長のあり方について〉

- ・学術的な部分を館長が担うといっても、多岐に渡る時代をカバーできている訳ではないので、人事について再考することも必要ではないかという意見があった。

○指定候補者の決定

各委員の審査評価票の採点集計の結果、5人総ての選定委員会委員が基準点（237点）以上の点数を付けていることから、総合評価において5段階評価で3段階以上の評価がなされており、応募要項の評価基準を満たす提案内容であることを確認。
全会一致で（財）横浜市ふるさと歴史財団を指定候補者とすることに決定した。

※総点数：1498点。 総合得点率：75.8%

■審査結果： 指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

◆ 第2回 横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会 議事録(要旨)

日時	平成22年8月20日(金) 午後2時30分から3時30分まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者	委員長 水嶋 英治 (常磐大学大学院教授) 委員 相澤 正彦 (成城大学文芸学部教授) 薄井 和男 (神奈川県立歴史博物館学芸部長) 成田 眞 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長)
事務局	生涯学習担当部長、生涯学習文化財課長、文化財係長、文化財係職員3名
議題	4 横浜市三殿台考古館事業計画書(提案課題に対する提案書)の説明 5 横浜市三殿台考古館事業計画書(提案課題に対する提案書)に関するヒアリング 6 横浜市三殿台考古館指定管理者に係る審査・選定 7 今後の予定等

審議内容：※ 本会議は「横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会」として2館合同の委員会として開催しました。

○議題4：応募団体からの事業計画書の説明

○議題5：応募団体からの事業計画書に対するヒアリング

〈経費の節減について〉

- ・様式P11 財団他施設との連携やできる限り職員が行うことによる節減策が示されているが、他にどのような展開を考えているかという質問に対して、地区センターとの連携などアウトリーチ活動(体験学習等)を通して、各施設で広報してもらうことによる広報費用の削減や効率化を進めていくという回答があった。

〈事業運営について〉

- ・三殿台考古館は地域密着型の施設として捉え、提案書の内容にも努力が窺えるが、市内外の学校団体の受け入れについて約40校が限度なのかという質問に対し、現在、「キャンプin 三殿台」等の事業を職員で行っているが、今後はボランティアの方にも参加してもらい、新しいアイデアも取り入れ、盛り上げていきたいとの回答があった。

〈バリアフリーについて〉

- ・スロープ等の設備が整っていないのではという質問に対し、国の史跡であるため現状変更の許可等が必要になるが、課題として認識しており、設置者と協議を進めながら出来ることから取り組んでいきたいとの回答があった。

〈記念品グッズについて〉

- ・様式P11 缶バッジについての質問に対し、外注して作っており特に「ゆず」に関連した色が人気であること、勾玉づくりなど関連して記念品については今後も製作していきたいことなどの回答があった。

〈改修、修繕について〉

- ・復元住居のメンテナンスの周期に関しての質問に対し、茅葺住居などは10年近く経過すると改修が必要になるとの回答があった。事務局から、15～20年周期での全面改修を予定しているとの回答があった。
- ・委員からは、荒れ果てた姿では魅力が半減する。財政的にも厳しいだろうが、環境整備に対して力を尽くして欲しいという意見があった。

〈経費の節減について〉

- ・様式11「施設維持について、職員が行うことで経費の節減を目指す…」とあるが、少人数で施設を運営している中で、各々職務があることから、職員は本来の職務を全うし、修繕費等に必要経費を計上し、運営をしてもらいたいという意見が出た。

〈太陽光発電システムについて〉

- ・太陽光発電がいくらぐらいかかるのかという質問に対し、まだ算定はしていないが、本施設は町内会館などと同レベルの施設規模であり、横浜市の町内会館等施設における太陽光発電導入の補助金制度(約180万円)などを活用し検討していきたい。風力発電は低周波を発生させることから設置しない。また、設備費用を減価償却するのに約35年かかることからコスト削減は

期待できないが、環境への配慮を財団としても意識して取り組んでいきたいとの回答があった。
(損益計算書について)

- ・財団法人法で基本金が300万円以下になってしまった場合、解散になるということを意識しているかもしれないが、指定事業者として4年経過した段階において累積の損益が9573万円蓄積されているが、これは今後利用する予定があるのかという質問に対して、H21年度報告では、その通りになっているが、退職引当金と公益法人化に備えるためであるという回答があった。

○議題6：横浜市三殿台考古館指定管理者に係る審査・選定

○事業収支・処理状況の確認報告（成田委員）

- ・納税証明書の状況より過去3カ年の未納額がないことを確認。
- ・雇用保険料、決算収支報告書については、提出された資料だけでは実人数や取引内容総てが分からない為に断定することはできないが、財団の監事によって、毎年適正に会計処理がなされているであろうと推測されるという見解を示した。

○実績評価に対する加減点評価の決定

加減点評価は実施しない。

(非公募での指定管理者の選定にそぐわないため)

○審査での意見

(施設整備について)

- ・本施設は地域に密着した展示館であり、市民のボランティアも上手に活かしている点では評価される。しかし、環境整備やメンテナンスが課題である。十分な予算配分をして、来場者の満足度を高めて欲しい。

(遺跡保護の重要性について)

- ・記念碑的な遺跡（国史跡）であり、本施設自体が三殿台という重要遺跡を永久に保存することを目的としている。違った魅力を追求するよりも、未来永劫保護していくという姿勢が大事。
- ・地域のコミュニティセンターとしての活用や「ゆず」との関わりなど、博物館以外の要素も特色として挙げられているが、本施設の記念碑的な性格を考えれば、色々な形で三殿台遺跡を人々に認識してもらい、考古学上の重要な遺跡を保護して欲しい。

(市民との協働について)

- ・貴重な遺跡であることに加え、人材やコスト面での制約の中でも、ボランティアの参加者のやりがい重視するなど提案書の内容にはヒューマニズムを感じる。規模は小さいが、できる限りの努力をしている印象を受けた。

(経理面について)

- ・退職給付引当金が突出している点がどうしても目立ってしまう。一般的な財団と比較しても突出している。当然、退職規定が決まっているのでやむを得ない部分もあるが、情報公開された場合、市民から疑問を持たれかねない。今回の様な指定管理の非公募での選定ではなく、一般公募にすればこれらの問題は解消されるだろうが、施設の性質上、長期間での事業達成ができなくなる恐れもある。
- ・退職引当金については、事務局から法律改正による積み増しの指導がなされた経緯もあるという回答があった。

○指定候補者の決定

各委員の審査評価票の採点集計の結果、5人総ての選定委員会委員が基準点（144点）以上の点数を付けていることから、総合評価において5段階評価で3段階以上の評価がなされており、応募要項の評価基準を満たす提案内容であることを確認。

全会一致で（財）横浜市ふるさと歴史財団を指定候補者とすることに決定した。

※総点数：879点。 総合得点率：73.3%

○議題7：今後の予定等

(今後の指定管理選定について)

- ・市HPなどへの選定結果公表のスケジュールについて。
- ・12月市会へ上程し、市会での議決を経て指定候補者を決定する予定であることを説明。
- ・応募団体との協定の締結について。
- ・選定委員会委員の任期について

■審査結果： 指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

◆ 第2回 横浜開港資料館指定管理者選定委員会 議事録(要旨)

日時	平成22年8月20日(金) 午後3時30分から5時00分まで
開催場所	横浜開港資料館 講堂
出席者	委員長 鈴木 良明 (鎌倉国宝館館長) 委員 薄井 和男 (神奈川県立歴史博物館学芸部長) 成田 眞 (成田会計事務所) 西田 由紀子 (よこはま市民メセナ協会会長) 水嶋 英治 (常磐大学大学院教授)
事務局	生涯学習担当部長、生涯学習文化財課長、文化財係長、文化財係職員3名
議題	1 横浜開港資料館事業計画書(提案課題に対する提案書)の説明 2 横浜開港資料館事業計画書(提案課題に対する提案書)に関するヒアリング 3 横浜開港資料館指定管理者に係る審査・選定 4 今後の予定等

審議内容：○本会議成立の確認

(委員の過半数以上の出席)

○会議の公開、非公開の決定

議題1、2、4に関しては公開、議題3に関しては非公開で審議する。

○議題1：応募団体からの事業計画書の説明

○議題2：応募団体からの事業計画書に対するヒアリング

〈資料収集について〉

- ・様式P17 資料収集の今後の課題が挙げられているが、どの時期に、こういった対策を行うのかという質問に対して、具体的には写真や英語の担当者が不足しているので、アルバイトでの対応を検討したり、設置者と協議し改善を図りたいとの回答があった。

〈横浜市との協議について〉

- ・改修・修繕については、設置者と協議するとあるが、他施設を含めた総額必要経費についての質問に対し、開港資料館の修繕・改修費用に関しては約1億、歴史博物館常設展示リニューアルで約10億、その他三殿台考古館バリアフリーなどの費用も含めて十数億かかるとの回答がなされた。委員からは、指定管理者として5館一体での運営であることから、財団として全体の総額を把握する重要性、十数億という額は個別協議の枠を超えており、設置者と全体の管理運営について協議できる常勤の責任者がいなければ、対応が難しいのではないかと意見が出た。

〈資料収蔵について〉

- ・収蔵スペースの不足に対する質問に対し、保存目的には外部倉庫を用い、閲覧に供する資料については関内の収蔵庫に入れる。また、敷地内に倉庫を増設できないかの検討と電動式書庫の整理なども行うことで収蔵能力を上げることで十数年の期間は持たせたいとの回答があった。

〈外部資金について〉

- ・外部資金が少ないのではないかとこの質問に対し、毎年の当初予算に反映させるのは難しいが、今年も100万円を超える寄附等がその都度、企業や個人から入ってきており、5カ年においては日本財団からの補助金も得ていた。今後も努力して寄付金を集め、資料購入や事業を充実させていきたいとの回答がなされた。
- ・委員からは「努力します」という言葉だけでなく、積極的な姿勢が大事であること、また本施設は文化的な拠点であることから、広く社会から応援してもらおうという切り口もあり、その視点が提案書には欠けていること。さらに「たまくすの木」の再整備の資金をファンドで募集してみるなど市民も参加できるような様々な工夫がまだまだできるのではないかと意見が出た。

〈組織の人材について〉

- ・学術系職員に対してどのような研修が行われているのかという質問に対し、加盟している団体がやっている研修などに現状では参加している、今後は職員間での研修も行っていくという回答がなされた。委員からは、大学との人材交流や留学制度を短期間でも利用して質を高めてもらいたいという意見が出た。

○議題3：横浜開港資料館指定管理者に係る審査・選定

○事業収支・処理状況の確認報告（成田委員）

- ・納税証明書の状況より過去3カ年の未納額がないことを確認。
- ・雇用保険料、決算収支報告書については、提出された資料だけでは実人数や取引内容総てが分からない為に断定することはできないが、財団の幹事によって、毎年適正に会計処理がなされているであろうと推測されるという見解が出た。

○実績評価に対する加減点評価の決定

加減点評価は考慮しない。

（非公募での指定管理者の選定にそぐわないため）

○審査での意見

〈施設について〉

- ・職員のスキルが高い施設であり、今後5年間にも期待が持てる。開港資料館は完成されてきた施設であると感じているが、現状の平面的な展示だけでなく、例えば立体的、視覚的な展示等を設置してみれば魅力の幅も広がるかもしれない。たまくすの木の周辺整備に関してそうだが、新しい魅力を創出することに対して、もう一工夫が欲しい。

〈財団全体の運営について〉

- ・外部資金が少額すぎることに對して、積極的な姿勢が見えない。
1万円に満たない外部資金では市民の目線から見ても、集めた内に入らない。
- ・アウトリーチ活動に関しても、この少ない人数でやること自体に無理があり、逆に施設が手薄になってしまう。なんでもやりますという姿勢ではなく、出来ることと出来ないことを判別し、出来ないことは出来ないと言うのも指定管理者としての義務である。このままで5年間続けてしまうと息切れしてしまうのではないかと危惧している。

〈運営姿勢について〉

- ・設置者との協議など課題が残されているが、5年間のビジョンについては学校連携、市民協働においてはメリハリがついている。特に郷土史団体連絡協議会は実績を残している。市民との協働は、博物館においては質の高い協働が求められるので、協議会の実績は知の集積に繋がる。
- ・外部資金の3千円、6千円という額は、どんな小さな団体であったとしてもありえないことである。形だけのもの、受け身の姿勢ではなく、恒常的な努力の姿勢が求められる。また、ただ資金を集めれば良いのではなく、活動に対しての共鳴があって協賛してもらい意味合いもあり、外部資金の獲得は、きちんとしたセクションの中で動いていただきたい。
- ・市民を巻き込むことにもっと取り組んでもらいたい。

- ・これらの意見に対し事務局から、厳しい財政状況にあるが、今後5カ年の「教育振興基本計画」の中で開港資料館の常設のリニューアル等を位置付けており、財団だけでなく、教育委員会としても取り組んでいきたいという意見が示された。

○指定候補者の決定

各委員の審査評価票の採点集計の結果、5人総ての選定委員会委員が基準点（237点）以上の点数を付けていることから、総合評価において5段階評価で3段階以上の評価がなされており、応募要項の評価基準を満たす提案内容であることを確認。

全会一致で（財）横浜市ふるさと歴史財団を指定候補者とすることに決定した。

※総点数：1506点。 総合得点率：76.3%

○議題4：今後の予定等

〈今後の指定管理選定について〉

- ・市HPなどへの選定結果公表のスケジュールについて。
- ・12月市会へ上程し、市会での議決を経て指定候補者を決定する予定であることを説明。
- ・応募団体との協定の締結について。
- ・選定委員会委員の任期について

■審査結果： 指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

横浜市歴史博物館
指定管理者選定委員会
審査報告書

平成22年9月

目 次

1	経緯	2
2	選定委員会 審査委員	2
3	指定候補者 選定の経過	2
4	非公募選定の決定について	2
5	審査にあたっての考え方	3
6	欠格事項への該当の有無について	4
7	最終選定結果	4
8	審査講評	7

1 経緯

横浜市歴史博物館の指定管理者の選定にあたり、横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づき、ヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 水嶋 英治（常磐大学大学院教授）
委員 相澤 正彦（成城大学文芸学部教授）
薄井 和男（神奈川県立歴史博物館学芸部長）
成田 眞（成田会計事務所）
西田 由紀子（よこはま市民メセナ協会会長）

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	年 月 日
第32回都市経営執行会議（文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承）	平成22年3月26日（金）
●第1回指定管理者選定委員会（非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定）	平成22年7月4日（日）
応募要項等の配布	平成22年7月6日（火）
提案書類の受付	平成22年7月30日（金）
●第2回指定管理者選定委員会（ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の決定）	平成22年8月20日（金）

●は選定委員会

4 非公募選定の決定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第4章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

横浜市歴史博物館等の文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第32回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第1回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、『横浜市歴史博物館指定管理者 応募要項』（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定候補者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、79の評価ポイントに対して5段階評価を行い（最高点は395点）、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5人総ての選定委員会委員から、総合評価で3段階以上の評価（基準点237点）が獲得できなければ審査を通過できないものとしてしました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとしてしました。

■評価項目及び配点

【審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満 点 (評価 5)	基準点 (評価 3)
1 基本方針に対する方針と取組み	18	90	54
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	25	125	75
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	7	35	21
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	6	30	18
5 組織に関する方針と取組み	17	85	51
6 その他	3	15	9
7 5ヵ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	79	395点	237点

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(3) 留意事項

エ 欠格事項

次に該当する団体は失格とします。

- (7) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (4) 会社更生法・民事再生法による再生・再生手続中であること
- (5) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (4) 審査委員会委員が、団体の経営又は運営に直接関与していること
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式歴3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (4) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (7) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	20	18	15	14	12
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6
	3 市民サービスの向上、学校教育等との連携及び 市民との協働の推進 (5点×7項目=35)	35	31	27	23	26
	4 経費の節減と収益の向上 (5点×3項目=15)	15	10	9	9	9
	5 魅力資源の最大限の活用 (5点×2項目=10)	10	10	7	6	8
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示計画について (5点×1項目=5)	5	5	4	3	4
	2 企画展・特別展運営の企画体制と5ヵ年計画について (5点×3項目=15)	15	14	11	11	12
	3 資料収集・保存・公開の方針と具体的計画について (5点×3項目=15)	15	13	11	10	9
	4 調査研究のテーマ設定や課題について (5点×3項目=15)	15	15	11	10	12
	5 出版・刊行について (5点×2項目=10)	10	9	6	6	6
	6 普及啓発事業について (5点×5項目=25)	25	25	18	15	18
	7 来館促進と賑わいの創出について (5点×2項目=10)	10	9	7	6	8
	8 広報宣伝活動について (5点×2項目=10)	10	9	8	6	8
	9 利用者へのサービス事業について (5点×2項目=10)	10	9	7	6	6
	10 その他の事業について (5点×2項目=10)	10	10	7	6	8
運営に関する業務基準に対する方針と取組み	1 休館日について (5点×1項目=5)	5	3	4	3	3
	2 開館時間について (5点×2項目=10)	10	6	6	6	6
	3 利用料金について (5点×2項目=10)	10	6	6	6	6
	4 施設等の貸出しについて (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
管理に関する業務基準に対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組みについて (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改修計画について (5点×2項目=10)	10	7	6	6	6
組織に関する方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5点×5項目=25)	25	20	15	14	15
	2 組織運営図及び配置人員について (5点×4項目=20)	20	15	15	12	12
	3 必要な人材と職能について (5点×6項目=30)	30	24	20	18	18
	4 施設運営の実員配置について (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開への取組みについて (5点×2項目=10)	10	8	6	6	6
	2 その他の有意義な提案について (5点×1項目=5)	5	5	3	3	3
5カ年計画	5カ年の収支予算の方針と計画について (5点×3項目=15)	14	11	9	9	9
	合計(395点満点) 〈合計項目数 79〉	394	332	268	244	260
	総計(1,975)	1498				
	合計得点率(100点満点換算得点)	75.8				

(評価基準)

委員全員の個人合計が237点(3評価)以上

※個人基準点:79(項目)×3(評価)=237点

※横浜市歴史博物館『応募要項』8(3)より、

「5名総ての委員が総合評価で3段階以上の評価点を付けた場合、審査基準を満たす提案内容とする。」

8 審査講評

主に事業計画書において提案されている各事業の評価について	本提案書は充実した内容であり、安定感を感じるという意見があった。地の利としては不利な場所にあるにもかかわらず、意欲的であると評価された。 神奈川県立博物館と同じにならないよう事業展開を図っていただきたい。
今回の単独指定での選定を踏まえ、今後5年間の指定管理運営を進めるにあたっての意見ならびに評価	歴史博物館の使命として、歴史を淡々と語ることも必要である。横浜市ふるさと歴史財団としての総合プロデュース力を高めるよう、次の5年間にむけて新たな特色を出していくべきであろう。

横浜開港資料館
指定管理者選定委員会
審査報告書

平成22年9月

目 次

1	経緯	2
2	選定委員会 審査委員	2
3	指定候補者 選定の経過	2
4	非公募選定の決定について	2
5	審査にあたっての考え方	3
6	欠格事項への該当の有無について	4
7	最終選定結果	4
8	審査講評および総評	7

1 経緯

横浜開港資料館の指定管理者の選定にあたり、横浜開港資料館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づく、ヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定管理者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 鈴木 良明（鎌倉国宝館館長）
委員 薄井 和男（神奈川県立歴史博物館学芸部長）
成田 眞（成田会計事務所）
西田 由紀子（よこはま市民メセナ協会会長）
水嶋 英治（常磐大学大学院教授）

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	年 月 日
第32回都市経営執行会議（文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承）	平成22年3月26日（金）
●第1回指定管理者選定委員会（非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定）	平成22年7月4日（日）
応募要項等の配布	平成22年7月6日（火）
提案書類の受付	平成22年7月30日（金）
●第2回指定管理者選定委員会（ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の決定）	平成22年8月20日（金）

●選定委員会

4 非公募選定の決定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第4章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

横浜開港資料館等の文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第32回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第1回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、『横浜開港資料館指定管理者 応募要項』（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定候補者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、79の評価ポイントに対して5段階評価を行い（最高点は395点）、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5人総ての選定委員会委員から、総合評価で3段階以上の評価（基準点237点）が獲得できなければ審査を通過できないものとなりました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとなりました。

■ 評価項目及び配点

【審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満点 (評価5)	基準点 (評価3)
1 基本方針に対する方針と取組み	18	90	54
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	27	135	81
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	5	25	15
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	6	30	18
5 組織に関する方針と取組み	17	85	51
6 その他	3	15	9
7 5ヵ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	79	395点	237点

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(3) 留意事項

エ 欠格事項

次に該当する団体は失格とします。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 会社更生法・民事再生法による再生・再生手続中であること
- (ロ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (ハ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (ニ) 審査委員会委員が、団体の経営又は運営に直接関与していること
- (ホ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式開3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ヘ) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (コ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	18	15	20	15	12
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5点×2項目=10)	8	7	10	6	6
	3 市民サービス及び市民との協働の推進 (5点×7項目=35)	31	27	35	26	21
	4 経費の節減と収益の向上 (5点×3項目=15)	10	9	14	9	9
	5 魅力資源の最大限の活用 (5点×2項目=10)	10	8	10	7	6
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示計画について (5点×2項目=10)	10	8	10	8	6
	2 企画展示について (5点×3項目=15)	14	12	15	11	10
	3 調査研究のテーマ設定や課題について (5点×3項目=15)	15	13	15	11	10
	4 資料収集(購入、複製製作、寄贈・寄託)について (5点×3項目=15)	10	12	15	10	9
	5 資料整理・保存(整理、資料修繕、複製本作成)について (5点×2項目=10)	9	8	10	6	6
	6 閲覧・公開について (5点×2項目=10)	9	8	10	6	6
	7 出版・刊行について (5点×2項目=10)	9	8	10	8	7
	8 普及啓発事業について (5点×2項目=10)	9	8	10	6	6
	9 広報宣伝活動について (5点×2項目=10)	8	6	10	8	6
	10 利用者へのサービス事業について (5点×2項目=10)	9	6	10	8	6
	11 来館促進と賑わいの創出について (5点×2項目=10)	8	6	10	7	6
	12 その他の事業について (5点×2項目=10)	8	8	10	8	6
運営の業務基準に対する方針と取組み	1 休館日について (5点×1項目=5)	3	3	5	3	3
	2 開館時間について (5点×2項目=10)	6	6	10	6	6
	3 利用料金について (5点×2項目=10)	6	6	10	6	6

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
管理に関する業務基準に対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5点×2項目=10)	8	6	10	6	6
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組みについて (5点×2項目=10)	8	6	10	6	6
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改修計画について (5点×2項目=10)	7	9	10	7	6
組織に関する方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5点×5項目=25)	20	17	25	16	15
	2 組織運営図及び配置人員について (5点×4項目=20)	15	13	20	12	12
	3 必要な人材と職能について (5点×6項目=30)	24	20	30	22	18
	4 施設運営の実員配置について (5点×2項目=10)	8	6	10	6	6
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開への取組みについて (5点×2項目=10)	8	6	10	8	6
	2 その他の有意義な提案について (5点×1項目=5)	4	5	5	3	3
5カ年計画	5カ年の収支予算の方針と計画について (5点×3項目=15)	10	9	14	9	9
	合計(395点満点) 〈合計項目数 79〉	322	281	393	270	240
	総計	1506				
	合計得点率(100点満点換算得点)	76.3				

(評価基準)

委員全員の個人合計が 237 点(3 評価)以上

※個人基準点:79(項目)×3(評価)=237 点

※横浜開港資料館『応募要項』8(3)より、

「5名総ての委員が総合評価で3段階以上の評価点を付けた場合、審査基準を満たす提案内容とする。」

8 審査講評および総評

(1) 審査講評（主に事業計画書において提案されている各事業の評価について）

本提案は、全体を通して横浜開港資料館の役割をよく踏まえた事業構築と展開が示され、従前の当館の事業実績に照らせば実効・有効性ありと評価できる。

当館の根幹をなす資料収集や保管、調査研究事業の確実・信頼性の実績に鑑み、常設展示・企画展示の実効性が期待できるとともに、市民活力・市民協働、学校連携の強化拡充をめざす多彩な展開など、いずれも当館の専門性を有効に発揮して出来る効果性の高い諸事業として期待できる。また、野外展示の開設や当館を起点にした周辺散策モデルコースの設定などによる、当館のPRや利用促進など積極的な取り組みに工夫が見られ期待したい。

なお、当館の施設整備の老朽化や地震対策などについては、資料の保全とともに利用者の安全確保面からも、設置者との十分な協議による計画化と具現化が大きな課題であろうと思われる。

(2) 総評（今回の単独指定による選定を踏まえ、今後5年間の指定管理運営を進めるにあたっての意見ならびに評価）

各委員の発言要旨を以下に列記し総評に代えたい。

- ・当館と市民協働の深化事業の取り組みは評価できるが今後は協働の質が問われよう。
- ・文学資料だけに頼らない立体的な資料の活用と展示工夫に期待したい。
- ・館長職、管理職などにおけるマネジメント能力の必要性。
- ・調査研究員の積極的なアウトリーチは評価できるが、当館の基本的な事業が疎かにならないよう運用に努められたい。
- ・収入予算の増額は重要な課題であるが、助成金や寄付金など外部資金導入について積極的な取り組みを強化すべきである。
- ・施設改修などは設置者との協議に取り組むべきで課題が多いと思われるが、各館での取り組みに任せるのではなく、（財）横浜市ふるさと歴史財団一体で設置者との取り組みが必要ではないか。
- ・学術系職員の研修強化のための取り組みを期待したい。

横浜ユーラシア文化館

指定管理者選定委員会

審査報告書

平成22年9月

目 次

1	経緯	2
2	選定委員会 審査委員	2
3	指定候補者 選定の経過	2
4	非公募選定の決定について	2
5	審査にあたっての考え方	3
6	欠格事項への該当の有無について	4
7	最終選定結果	4
8	審査講評	7

1 経緯

横浜ユーラシア文化館の指定管理者の選定にあたり、横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づく、ヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 末崎 真澄 （(財)馬事文化財団馬の博物館理事・学芸部長）
委員 相澤 正彦 （成城大学文芸学部教授）
成田 眞 （成田会計事務所）
西田 由紀子 （よこはま市民メセナ協会会長）
水嶋 英治 （常磐大学大学院教授）

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	年 月 日
第32回都市経営執行会議（文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承）	平成22年3月26日（金）
●第1回指定管理者選定委員会（非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定）	平成22年7月4日（日）
応募要項等の配布	平成22年7月6日（火）
提案書類の受付	平成22年7月30日（金）
●第2回指定管理者選定委員会（ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の決定）	平成22年8月20日（金）

●は選定委員会

4 非公募選定の決定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第4章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

横浜ユーラシア文化館等の文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第32回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第1回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、『横浜ユーラシア文化館指定管理者 応募要項』（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定候補者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、73の評価ポイントに対して5段階評価を行い（最高点は365点）、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5人総ての選定委員会委員から、総合評価で3段階以上の評価（基準点219点）が獲得できなければ審査を通過できないものとししました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとししました。

■評価項目及び配点

【審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満 点 (評価5)	基準点 (評価3)
1 基本方針に対する方針と取組み	18	90	54
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	22	110	66
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	4	20	12
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	6	30	18
5 組織に関する方針と取組み	17	85	51
6 その他	3	15	9
7 5ヵ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	73	365点	219点

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(3) 留意事項

エ 欠格事項

次に該当する団体は失格とします。

- (イ) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (ロ) 会社更生法・民事再生法による再生・再生手続中であること
- (ハ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (ホ) 審査委員会委員が、団体の経営又は運営に直接関与していること
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式ユ3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ニ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ロ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	16	12	20	19	13
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5点×2項目=10)	8	6	10	8	6
	3 市民サービス及び市民との協働の推進 (5点×7項目=35)	28	22	35	35	22
	4 経費の節減と収益の向上 (5点×3項目=15)	12	9	15	10	8
	5 魅力資源の最大限の活用 (5点×2項目=10)	10	6	10	10	6
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示計画について (5点×1項目=5)	3	3	5	5	3
	2 企画展示について (5点×3項目=15)	14	12	15	15	10
	3 調査研究のテーマ設定や課題について (5点×3項目=15)	12	12	15	14	10
	4 資料収集・保存・公開について (5点×3項目=15)	13	11	15	15	10
	5 出版・刊行について (5点×2項目=10)	8	7	10	10	7
	6 広報宣伝活動について (5点×2項目=10)	10	6	10	9	6
	7 普及啓発事業について (5点×2項目=10)	8	7	10	10	6
	8 利用者へのサービス事業について (5点×2項目=10)	6	7	10	8	7
	9 来館促進と賑わいの創出について (5点×2項目=10)	10	7	10	10	7
	10 その他の事業について (5点×2項目=10)	5	6	8	6	6
運営の業務基準に対する方針と取組み	1 休館日について (5点×1項目=5)	3	3	5	3	3
	2 開館時間について (5点×1項目=5)	3	3	5	3	4
	3 利用料金等について (5点×2項目=10)	8	6	10	6	6

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
管理に関する業務基準に対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5点×2項目=10)	8	6	10	6	6
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組みについて (5点×2項目=10)	7	6	10	6	6
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改修計画について (5点×2項目=10)	7	6	10	8	6
組織に関する方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5点×5項目=25)	21	15	25	20	15
	2 組織運営図及び配置人員について (5点×4項目=20)	14	12	20	16	12
	3 必要な人材と職能について (5点×6項目=30)	23	18	30	24	18
	4 施設運営の実員配置について (5点×2項目=10)	8	6	10	8	6
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開への取組みについて (5点×2項目=10)	8	6	10	8	6
	2 その他の有意義な提案について (5点×1項目=5)	5	4	5	4	3
5カ年計画	5カ年の収支予算の方針と計画について (5点×3項目=15)	12	9	14	9	9
	合計(365点満点) 〈合計項目数 73〉	290	233	362	305	227
	総計	1417				
	合計得点率(100点満点換算得点)	77.6				

(評価基準)

委員全員の個人合計が219点(3評価)以上

※個人基準点:73(項目)×3(評価)=219点

※横浜都市発展記念館『応募要項』8(3)より、
「5名総ての委員が総合評価で3段階以上の評価点を付けた場合、審査基準を満たす提案内容とする。」

主に事業計画書において提案されている各事業の評価について	横浜ユーラシア文化館の事業計画に提案されている 1. 基本方針 2. 事業に関する業務基準 3. 運営に関する業務基準 4. 管理に関する業務基準 5. 組織、以上に関する方針と取り組みについて 6. その他の内容についても、それぞれの項目を精査し、ヒアリングを行った。 その結果それぞれの取り組みは、今後5カ年を考慮した横浜の未来を担う子供に国際性を養う上で有効であり、学校連携のさらなる強化や、地域に密着した市民活動の支援、市民サポーター、ボランティアガイドとの連携、市民サービスの向上、学校教育との連携及び市民との協同の推進は大変評価できる。収支予算も経費削減を目指したタイトなものであり、公益法人移行をも想定しており、(財)横浜市ふるさと歴史財団の提案は、指定候補者として指名するにふさわしいものであった。
今回の単独指定での選定を踏まえ、今後5年間の指定管理運営を進めるにあたっての意見ならびに評価	今後5年間の指定管理を進めるにあたって、選定委員会の各委員から、(財)横浜市ふるさと歴史財団の経営、そして実務担当者に対して、提案書の事業計画等について質疑を行った。その内容は、核となる江上波夫氏の幅広いコレクションの有効利用について、特に専門性が欠かせなく、人材も育てる必要がある、しかも少ない人材で多くのことをやらなければならないので、調査・研究、各分野の情報収集は欠かせない。そこで諸外国の情報収集や交換は、各学芸員により大英博物館などと交流がなされていることは望ましい。また学校との連携の強化に加えて、1. (3) 市民協働の目標を置くことも、大変良いことである。2. (4) 資料の収集・保存・公開においてデジタル・アーカイブの構築が計画されているが、何故5年目に公開となるのか。それ以前に順次公開できないのか。5カ年の収支予算書は、毎年同じ金額が計上されているが、各科目の内訳の内容が分かる方が良い。なお学校教育との連携を図るのは重要だが、加えて高齢化社会が進み、これから退職した人々が知的刺激を求め、ユーラシアの情報などを求めたりするのでそうしたことへ対応も考えて欲しい。更に世の中の動きは、近年アジア(特に中国)からの旅行者が急増しており、今後中国語などの説明も必要となるのではないだろうか。以上の質疑を行い、これらについても今後検討してもらうことにした。

横浜都市発展記念館
指定管理者選定委員会
審査報告書

平成22年9月

目 次

1	経緯	2
2	選定委員会 審査委員	2
3	指定候補者 選定の経過	2
4	非公募選定の決定について	2
5	審査にあたっての考え方	3
6	欠格事項への該当の有無について	4
7	最終選定結果	4
8	審査講評	7

1 経緯

横浜都市発展記念館の指定管理者の選定にあたり、横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づく、ヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 末崎 真澄 （(財)馬事文化財団馬の博物館理事・学芸部長）
委員 相澤 正彦 （成城大学文芸学部教授）
成田 眞 （成田会計事務所）
西田 由紀子 （よこはま市民メセナ協会会長）
水嶋 英治 （常磐大学大学院教授）

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	年 月 日
第32回都市経営執行会議（文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承）	平成22年3月26日（金）
●第1回指定管理者選定委員会（非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定）	平成22年7月4日（日）
応募要項等の配布	平成22年7月6日（火）
提案書類の受付	平成22年7月30日（金）
●第2回指定管理者選定委員会（ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の決定）	平成22年8月20日（金）

●は選定委員会

4 非公募選定の決定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第4章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

横浜都市発展記念館等の文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第32回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第1回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、『横浜都市発展記念館指定管理者 応募要項』（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定候補者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、77の評価ポイントに対して5段階評価を行い（最高点は385点）、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5人総ての選定委員会委員から、総合評価で3段階以上の評価（基準点231点）が獲得できなければ審査を通過できないものとししました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとししました。

■評価項目及び配点

【審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満 点 (評価5)	基準点 (評価3)
1 基本方針に対する方針と取組み	18	90	54
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	26	130	78
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	4	20	12
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	6	30	18
5 組織に関する方針と取組み	17	85	51
6 その他	3	15	9
7 5ヵ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	77	385点	231点

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(3) 留意事項

エ 欠格事項

次に該当する団体は失格とします。

- (イ) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (ロ) 会社更生法・民事再生法による再生・再生手続中であること
- (ハ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (ホ) 審査委員会委員が、団体の経営又は運営に直接関与していること
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式都3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ニ) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ロ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	20	15	20	14	16
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5点×2項目=10)	8	8	10	7	6
	3 市民サービス及び市民との協働の推進 (5点×7項目=35)	32	27	35	23	27
	4 経費の節減と収益の向上 (5点×3項目=15)	10	10	14	9	9
	5 魅力資源の最大限の活用 (5点×2項目=10)	10	5	10	7	7
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示計画について (5点×1項目=5)	5	2	5	4	4
	2 企画展示について (5点×3項目=15)	15	11	15	10	12
	3 調査研究のテーマ設定や課題について (5点×3項目=15)	15	11	15	10	12
	4 資料収集(購入、複製製作、寄贈・寄託)について (5点×3項目=15)	11	12	15	9	10
	5 資料整理・保存(整理、資料修繕、複製本作成)について (5点×2項目=10)	8	6	10	6	8
	6 情報・資料の公開について (5点×2項目=10)	8	6	10	7	6
	7 広報宣伝活動について (5点×2項目=10)	10	10	10	6	7
	8 出版・刊行について (5点×2項目=10)	9	8	10	8	7
	9 普及啓発事業について (5点×2項目=10)	10	7	6	6	7
	10 利用者へのサービス事業について (5点×2項目=10)	7	6	7	6	7
	11 来館促進と賑わいの創出について (5点×2項目=10)	8	10	10	8	8
	12 その他の事業について (5点×2項目=10)	7	5	9	6	7
運営の業務基準に対する方針と取組み	1 休館日について (5点×1項目=5)	3	3	5	3	3
	2 開館時間について (5点×1項目=5)	3	3	5	3	3
	3 利用料金等について (5点×2項目=10)	6	6	10	6	6

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
管理に関する業務基準に対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5点×2項目=10)	6	8	10	6	6
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組みについて (5点×2項目=10)	8	7	10	6	7
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改修計画について (5点×2項目=10)	8	7	10	6	6
組織に関する方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5点×5項目=25)	20	21	25	15	15
	2 組織運営図及び配置人員について (5点×4項目=20)	15	14	20	12	12
	3 必要な人材と職能について (5点×6項目=30)	24	23	30	17	18
	4 施設運営の実員配置について (5点×2項目=10)	8	8	10	6	6
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開への取組みについて (5点×2項目=10)	8	8	10	6	6
	2 その他の有意義な提案について (5点×1項目=5)	5	5	5	3	4
5ヵ年計画	5ヵ年の収支予算の方針と計画について (5点×3項目=15)	11	12	14	8	9
	合計(385点満点) ＜合計項目数 77＞	318	284	375	243	261
	総計	1481				
	合計得点率(100点満点換算得点)	76.9				

(評価基準)

委員全員の個人合計が 231 点(3 評価)以上

※個人基準点:77(項目)×3(評価)=231 点

※横浜都市発展記念館『応募要項』8(3)より、

「5名総ての委員が総合評価で3段階以上の評価点を付けた場合、審査基準を満たす提案内容とする。」

8 審査講評

主に事業計画書において提案されている各事業の評価について	横浜都市発展記念館の事業計画について 1. 基本方針 2. 事業に関する業務基準 3. 運営 4. 管理に関する業務基準 5. 組織、以上に関する方針と取り組みについて 6. その他の各内容についても精査し、ヒアリングを加えて、審査を行った。その結果それぞれの取り組みが今後5カ年を見据えた方針のもと、概ね良く整備されていた。各項目とも公益法人への移行を考慮した、展示、調査研究、収集・保存・計画であり、学校教育の現場との連携や、市民との協同の推進、データベースの拡充によるリピーターを取り込む計画等も配慮されている。 収支予算も経費削減を目指すタイトなものであり、(財)横浜市ふるさと歴史財団の提案は、指定管理を指名するにふさわしいものであった。
今回の単独指定での選定を踏まえ、今後5年間の指定管理運営を進めるにあたっての意見ならびに評価	今後5年間の指定管理を進めるにあたって、選定委員会の各委員から、(財)横浜市ふるさと歴史財団の経営、そして実務担当者に対して、提案書の事業計画等について質疑を行った。その際確認した主なことは、2. (9)の「サポート会」による支援については財団OBの歴代の理事・評議員に加える、とあるが、これは外部の人間を入れた方が今日的で望ましいのではないか。5. 組織構成については、館長が何故非常勤の学術系の人でなければいけないのか、実際公募で決める例もあるので、公募にしてはと言う意見があった。またデータベースの充実結構だが、博物館では実物を見てもらうのが基本なので、リピーターを呼ぶための工夫が欲しい。常設展示はいつも変わらない模型が中心で、実際展示替えできるのは4台のケースがあるだけで、しかもケースも狭い空間しかないので、多くの収蔵資料を頻繁に見せる工夫をするなど、今後さらに検討して欲しい。以上の質疑を行い、その対応については検討してもらうことにした。

横浜市三殿台考古館
指定管理者選定委員会
審査報告書

平成22年9月

目 次

1	経緯	2
2	選定委員会 審査委員	2
3	指定候補者 選定の経過	2
4	非公募選定の決定について	2
5	審査にあたっての考え方	3
6	欠格事項への該当の有無について	4
7	最終選定結果	4
8	審査講評	6

1 経 緯

横浜市三殿台考古館の指定管理者の選定にあたり、横浜市歴史博物館及び横浜市三殿台考古館指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類に基づく、ヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 審査委員（50音順）

委員長 水嶋 英治 （常磐大学大学院教授）
委 員 相澤 正彦 （成城大学文芸学部教授）
薄井 和男 （神奈川県立歴史博物館学芸部長）
成田 眞 （成田会計事務所）
西田 由紀子 （よこはま市民メセナ協会会長）

3 指定管理者 選定の経過

経 過 項 目	年 月 日
第 32 回都市経営執行会議（文化財施設の次期指定管理者の選定についての非公募・単独指定の了承）	平成 22 年 3 月 26 日（金）
●第 1 回指定管理者選定委員会（非公募選定の経緯及び業務の基準・応募要項・提案課題・審査方法等についての決定）	平成 22 年 7 月 4 日（日）
応募要項等の配布	平成 22 年 7 月 6 日（火）
提案書類の受付	平成 22 年 7 月 30 日（金）
●第 2 回指定管理者選定委員会（ヒアリングの開催及び審査、指定候補者の決定）	平成 22 年 8 月 20 日（金）

4 非公募選定の決定について

『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』第 4 章 1－（1）において、極めて高度な専門性を要することなどにより、将来（当該指定管理期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合は、「単独指定（非公募）」で行うことが可能とされています。

横浜市三殿台考古館等の文化財関連施設運営については、高度な専門性が必要とされることから、第二期指定管理期間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の指定管理者の選定については、非公募で行うこととしました。

この非公募選定の決定手続きに関しては、前述のガイドラインに基づき、第 32 回都市経営執行会議にて付議し、承認を受けた上で、第 1 回指定管理者選定委員会に諮り、了承を得ました。

5 審査にあたっての考え方

選定委員会では、『横浜市三殿台考古館指定管理者 応募要項』（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「審査における評価基準」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、指定管理者を選定しました。

審査にあたっては、事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

評価基準については、48の評価ポイントに対して5段階評価を行い（最高点は240点）、各委員の評価ポイントを採点した上で、その合計点を総合評価点としました。5人総ての選定委員会委員から、総合評価で3段階以上の評価（基準点144点）が獲得できなければ審査を通過できないものとしてしました。

なお、『横浜市指定管理者運用ガイドライン』により、次期選定に関して、現指定管理者はこれまでの運営実績を加減点評価として反映できるとされていますが、本施設につきましては、非公募での選定という観点から、選定委員会での決定により、加減点評価については考慮しないものとしてしました。

■評価項目及び配点

【審査】

評価課題大項目	評価 ポイント数	満 点 (評価5)	基準点 (評価3)
1 基本方針に対する方針と取組み	16	80	48
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	9	45	27
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組み	2	10	6
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組み	5	25	15
5 組織に関する方針と取組み	10	50	30
6 その他	3	15	9
7 5ヵ年の収支予算の方針と計画について	3	15	9
合 計	48	240点	144点

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める「欠格事項」への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

* 7 応募に関する事項

(3) 留意事項

エ 欠格事項

次に該当する団体は失格とします。

- (7) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 会社更生法・民事再生法による再生・再生手続中であること
- (ロ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (オ) 審査委員会委員が、団体の経営又は運営に直接関与していること
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式三3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (キ) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ク) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

7 最終選定結果

(1) 選定結果

選定委員会においてヒアリング、審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

(2) 審査得点

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
基本方針に対する方針と取組み	1 高度の専門性と公益性の発揮 (5点満点×4項目=20)	14	16	14	13	20
	2 事前・事後評価の的確な実施 (5点×2項目=10)	6	8	7	8	10
	3 市民サービスの向上及び市民との協働の推進 (5点×6項目=30)	19	24	19	19	30
	4 経費の節減と収益の向上 (5点×2項目=10)	7	8	6	6	10
	5 魅力資源の最大限の活用 (5点×2項目=10)	6	8	8	6	10
事業に関する業務基準に対する方針と取組み	1 常設展示計画について (5点×1項目=5)	3	4	3	3	5
	2 資料収集、整理、保存、研究、展示について (5点×2項目=10)	7	8	7	7	9
	3 広報印刷物の作成配付について (5点×2項目=10)	7	8	6	6	10
	4 利用者へのサービス事業について (5点×2項目=10)	6	8	7	6	10
	5 地域との連携について (5点×2項目=10)	7	8	8	8	10
運営の基準に対する方針と取組み	1 休館日について (5点×1項目=5)	3	4	3	3	5
	2 開館時間について (5点×1項目=5)	3	4	3	3	5
管理に関する業務基準に対する方針と取組み	1 維持管理経費の節減について (5点×2項目=10)	7	8	7	6	10
	2 必要な「目的外の使用」に対する取組みについて (5点×1項目=5)	3	3	3	3	5
	3 中長期的視点に立った施設の修繕・改修計画について (5点×2項目=10)	6	8	8	6	10
組織に関する方針と取組み	1 組織構成と組織運営の方針について (5点×3項目=15)	9	10	9	9	15
	2 組織運営図及び配置人員について (5点×2項目=10)	6	6	6	6	10
	3 必要な人材と職能について (5点×3項目=15)	9	9	9	9	15
	4 施設運営の実員配置について (5点×2項目=10)	6	6	6	6	10

	評価項目(配点)	選定委員				
		A	B	C	D	E
その他	1 自己評価、社会的説明責任、情報公開への 取組みについて (5点×2項目=10)	6	6	8	6	10
	2 その他の有意義な提案について (5点×1項目=5)	4	3	4	3	5
5 カ 年 計 画	5カ年の収支予算の方針と計画について (5点×3項目=15)	9	9	9	9	15
	合計(240点満点) 〈合計項目数 48〉	153	176	160	151	239
	総計	879				
	合計得点率(100点満点換算得点)	73.3				

(評価基準)

委員全員の個人合計が144点(3評価)以上

※個人基準点:48(項目)×3(評価)=144点

※横浜市三殿台考古館『応募要項』8(3)より、

「5名総ての委員が総合評価で3段階以上の評価点を付けた場合、審査基準を満たす提案内容とする。」

8 審査講評

主に事業計画書において提案されている各事業の評価について	三殿台考古館は近隣住民に支持され、地域のコミュニティセンターとして位置づけられている。地域密着型の施設であり、市民ボランティアを巻き込んでいる点は評価できる。館の使命の点から見ても提案書の内容は計画を満たしている。
今回の単独指定での選定を踏まえ、今後5年間の指定管理運営を進めるにあたっての意見ならびに評価	様々な制約がある中で、国指定の記念碑的な遺跡を堅実に守っていくスタンスが重要である。今後も引き続き確実に遺跡保護に力を注いでいただきたい。